

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱
第1条～第4条 「略」	第1条～第4条 「略」
(補助の条件)	(補助の条件)
第5条	第5条
(1) 「略」	(1) 「略」
(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。	(2) 補助事業が <u>予定の期間に完了しない場合又は補助事業</u> の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
(3)～(11) 「略」	(3)～(11) 「略」
2 「略」	2 「略」
第6条 「略」	第6条 「略」
<u>(事業期間の延期)</u>	<u>「追加」</u>
<u>第7条 補助事業が予定の期間に完了しない場合は、別記第4号様式による事業期間延期届出書を知事に提出すること。</u>	
(実績報告等)	(実績報告等)
第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、所管の林業事務所を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。	第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、所管の林業事務所を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。
2 「略」	2 「略」
3 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式により所管の林業事務所を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。	3 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式により所管の林業事務所を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
(繰越しの承認の申請)	(繰越しの承認の申請)
第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越し	第8条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越し

新	旧
をする必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。 (グリーン購入等) 第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとし、調達する木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして適法であるものを使用しなければならない。 (情報の開示) 第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 (委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。 (失効期限等) 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。 附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	をする必要がある場合は、別記第6号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。 (グリーン購入等) 第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとし、調達する木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして適法であるものを使用しなければならない。 (情報の開示) 第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 (委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。 (失効期限等) 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。 附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新	旧
附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。 附 則 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。 <u>附 則 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。</u> 別表（第3条関係） 「略」 (注) 1 「略」 2 「略」 <u>3 特段の事情がある場合を除き、県に対し次のことを協力するものとする。</u> <u>(1) 広報資料への掲載</u> <u>(2) 見学会等における場所の提供</u>	附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。 附 則 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。 <u>「追加」</u> 別表（第3条関係） 「略」 (注) 1 「略」 2 「略」 <u>「追加」</u>

新	旧
別記 第1号様式（第4条関係） 第 年 月 日 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 生年月日 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。 記 1 事業の種類 2 事業の目的 3 事業計画書（別紙1） 4 収支予算書（別紙2） 5 関係書類 (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料 (2) 補助事業者は、県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの） 又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2） ただし、納税義務がない者にあつてはその旨の申立書 (3) 設置箇所及び整備内容を確認することができる図面等 (4) 補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3） ※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式 ※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。 （注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。	別記 第1号様式（第4条関係） 第 年 月 日 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 生年月日 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。 記 1 事業の種類 2 事業の目的 3 事業計画書（別紙1） 4 収支予算書（別紙2） 5 関係書類 (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料 (2) 補助事業者は、県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの） 又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2） ただし、納税義務がない者にあつてはその旨の申立書 (3) 設置箇所及び整備内容を確認することができる図面等 (4) 補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3） ※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式 ※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。 （注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。

新	旧
別紙3 誓約書兼同意書 私は、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。 ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・農業改良資金貸付金償還金 ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金 年 月 日 高知県知事 様 所在地 (代表者・職) 氏名 (自署)	別紙3 誓約書兼同意書 私は、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。 ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・農業改良資金貸付金償還金 ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金 令和 年 月 日 高知県知事 様 所在地 (代表者・職) 氏名 (自署)

新	旧
第 2 号様式（第 4 条関係） 高知県指令第 号 補助金交付決定通知書 補助事業者名 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金については、金 円を交付することに決定しましたので通知します。 年 月 日 高知県知事名	第 2 号様式（第 4 条関係） 高知県指令第 号 補助金交付決定通知書 補助事業者名 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金については、金 円を交付することに決定しましたので通知します。 令和 年 月 日 高知県知事名

新	旧
第3号様式（第6条関係） 第 年 月 日 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金変更等承認申請書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、下記のとおり変更したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。 記 1 事業の種類 2 変更の理由 3 事業計画書（変更）（別紙1） 4 収支予算書（変更）（別紙2） 5 関係書類 見積書その他事業費を確認することができる資料 (注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容を下段に記入し、対比することができるようにしてください。	第3号様式（第6条関係） 第 年 月 日 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金変更等承認申請書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、下記のとおり変更したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。 記 1 事業の種類 2 変更の理由 3 事業計画書（変更）（別紙1） 4 収支予算書（変更）（別紙2） 5 関係書類 見積書その他事業費を確認することができる資料 (注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容を下段に記入し、対比することができるようにしてください。

新		旧	
別紙１		別紙１	
高知県木の香るまちづくり推進事業計画書（変更）		高知県木の香るまちづくり推進事業計画書（変更）	
事業内容等	[施設名及び所在地]	事業内容等	[施設名及び所在地]
	[事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）]		[事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）]
	[PR効果]		[PR効果]
	[利用者数又は配布対象人数]		[利用者数又は配布対象人数]
	[建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定） [事業費及び算出根拠]		[建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定） [事業費及び算出根拠]
	導入経費計 消費税 合　計 円		導入経費計 消費税 合　計 円
事業期間	年　月　日　～　年　月　日	事業実施変更期間	年　月　日 <u>（予定）</u> ～ 年　月　日 <u>（予定）</u>
担当者職・氏名等	(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)	担当者職・氏名等	(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)
(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。		(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。	
別紙２「略」		別紙２「略」	

新	旧
第4号様式（第7条関係） 第 号 年 月 日 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 事業期間延期届出書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付決定（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、事業期間の延期を届出ます。 記 1 延期の理由 2 変更前事業完了日 年 月 日 3 変更後事業完了日 年 月 日	「追加」

新	旧
第5号様式（第8条関係） 第 年 月 日 号 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。 記 1 事業の種類 2 事業実績書（別紙1） 3 収支精算書（別紙2） 4 関係書類 （1） 実施状況を確認することができる図面、写真等 （2） 納品された木材製品の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等） （3） 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書等） （4） 支払いを確認することができる書類（契約書、請求書等の写し） （注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。	第4号様式（第7条関係） 第 年 月 日 号 令和 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。 記 1 事業の種類 2 事業実績書（別紙1） 3 収支精算書（別紙2） 4 関係書類 （1） 実施状況を確認することができる図面、写真等 （2） 納品された木材製品の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等） （3） 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書等） （4） 支払いを確認することができる書類（契約書、請求書等の写し） （注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。

新		旧	
別紙 1		別紙 1	
高知県木の香るまちづくり推進事業実績書		高知県木の香るまちづくり推進事業実績書	
事業内容等	[施設名及び所在地] [事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）] [PR効果] [利用者数又は配布対象人数] [建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出・許可済 ） [事業費及び算出根拠] 導入経費計 消費税 合 計 円	事業内容等	[施設名及び所在地] [事業内容（整備内容又は木製品名及び数量）] [PR効果] [利用者数又は配布対象人数] [建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出・許可済 ） [事業費及び算出根拠] 導入経費計 消費税 合 計 円
使用した県産木材についての合法性証明の有無	有・無（無しの場合の理由： ） (注) 1 いずれかに○を記入してください。 2 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用	使用した県産木材についての合法性証明の有無	有・無（無しの場合の理由： ） (注) 1 いずれかに○を記入してください。 2 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者職氏名等	(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)	担当者職氏名等	(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)
(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。		(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。	
別紙2「略」		別紙2「略」	

新	旧
第6号様式（第8条関係） 第 年 月 日 号 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。 記 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （ 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額） 金 円 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円 4 補助金返還相当額 金 円 （上記の3から2を減額した額）	第5号様式（第7条関係） 第 年 月 日 号 <u>令和</u> 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。 記 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （ 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額） 金 円 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円 4 補助金返還相当額 金 円 （上記の3から2を減額した額）

新	旧
第7号様式（第9条関係） 第 年 月 日 号 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 木の香るまちづくり推進事業費補助金繰越承認申請書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙3－1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。 記 1 事業の繰越しを必要とする金額 円 2 1のうち補助金額 円 3 年度事業変更計画書 別紙3－2のとおり 4 年度事業支出決算見込み書 別紙3－3のとおり 5 繰越事業完了予定年月日 年 月 日 別紙3－1「略」 別紙3－2「略」 2「略」 別紙3－3「略」 別紙4「略」	第6号様式（第8条関係） 第 令和 年 月 日 号 高知県知事 様 所在地 補助事業者名 代表者名 木の香るまちづくり推進事業費補助金繰越承認申請書 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙3－1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。 記 1 事業の繰越しを必要とする金額 円 2 1のうち補助金額 円 3 年度事業変更計画書 別紙3－2のとおり 4 年度事業支出決算見込み書 別紙3－3のとおり 5 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日 別紙3－1「略」 別紙3－2「略」 2「略」 別紙3－3「略」 別紙4「略」